

長浜・御豊瀬・浦戸地域活性化協議会  
総会の傍聴についてのお願い

1 趣旨

この規定は、長浜・御豊瀬・浦戸地域活性化協議会の総会における傍聴に関し、必要な事項を定めるものです。

2 傍聴の申し出

総会の傍聴を希望する方は、受付（開催場所の入口付近に設置）にて、必要事項を傍聴申込票に記入してください。

3 傍聴希望の方へのお願い

- (1) 係員（事務局）の指示に従い静粛に開催場所に入場し、傍聴席に着いてください。
- (2) 傍聴席では常に静粛にさせていただき、画像・動画の撮影や録音等をしないでください。
- (3) 飲食や喫煙をしないでください。
- (4) 携帯電話等は、電源を切るかマナーモードにしてください。
- (5) 上記以外で、会議の秩序を乱す等、会議の妨害となることはご遠慮ください。
- (6) 代表から指示があった場合には、その指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、退場していただくこともあります。

長浜・御豊瀬・浦戸地域活性化協議会 傍聴申込票

「長浜・御豊瀬・浦戸地域活性化協議会総会」を傍聴したいので申し込みます。  
傍聴にあたっては、「長浜・御豊瀬・浦戸地域活性化協議会 総会の傍聴についてのお願い」を遵守します。

平成 年 月 日

お名前	ご住所